

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	300	400	△100	△25.0
うち 出 資	300	400	△100	△25.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	300	400	△100	△25.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	802	502	300	59.8
うち 出 資	802	502	300	59.8
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	802	502	300	59.8

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	600	600	—
(内訳) 対象事業活動への出資等	600	600	—

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	600	600	—
(財源) 財政投融资	300	400	△100
財政融資	—	—	—
産業投資	300	400	△100
政府保証	—	—	—
自己資金等	300	200	100
政府保証（5年未満）	300	200	100
民間出資金	—	5	△5
その他	—	△5	5

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

脱炭素社会の実現に向けた世界的な社会や産業構造の大転換の中で、日本においても2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させなければ、今後、日本企業の国際競争力確保が非常に困難となる。政策面でも、諸外国の大規模な脱炭素誘導策に比肩する程の大胆な政策を行わなければ、日本の経済成長は世界に遅れをとってしまうという危機的な状況にある。このため、脱炭素化に資する日本企業の取組を、量・質ともに飛躍的に向上させることが重要である。

しかし、現状では、脱炭素化に資する事業に対して、脱炭素社会実現に必要なレベルには民間資金が十分に集まらないことで、(1)事業が実施できない又はビジネスモデルが確立されない(量の不足)、(2)マーケットにノウハウの蓄積が不十分であるが故にビジネスのエコシステムが確立されずに脱炭素ビジネス全体の健全な成長が促されない(質の不足)等の問題が生じている。

脱炭素化に資する事業に対して民間が参入を躊躇する傾向にあるのは、大規模な初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性があること等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しいからである。故に、公的出資を活用したリスクマネーの供給が重要であり、呼び水効果を通じて民間資金を誘発していくことで、脱炭素社会実現に十分なマーケットの形成が可能となる。

以上のように、公的な出資を活用して民間資金を誘発し、46%削減目標やカーボンニュートラルの実現に十分な金融マーケットを形成することで、(1)民間の脱炭素化に資する事業を行いやすくする、又は新しいビジネスモデルを確立させ(量の向上)、(2)ノウハウを蓄積したマーケットがエコシステムの機能を高めて脱炭素ビジネス全体の発展を可能とし(質の向上)、脱炭素化に資する民間事業者の取組を一層加速させることができる。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

脱炭素化に資する事業は、大規模な初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性があること等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しい。

本機構は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資を活用したリスクマネーの供給を通じて、民間資金を誘発して国内の脱炭素投資を促進することを目指しており、民間企業のモラルハザードを惹起するものではない。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

脱炭素化に資する事業は、大規模な初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性があること等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しい。

本機構は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資を活用したリスクマネーの供給を通じて、民間資金を誘発して国内の脱炭素投資を促進することを目指しており、民業を補完するものである。

例えば地域における脱炭素化に向けた取組などについては、事業のノウハウや知見が十分に普及していない場合、民間資金が十分に集まらないことがある。こうした取組を、公的出資を活用して後押ししていく。

なお、本機構は、脱炭素社会実現が現実的に可能となると見込まれる時点まで限定的に設置することとされており、民業を圧迫するものではない。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

本機構は設立後1年満たないため特筆すべき事項はない。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	—	—	98億円
運用残率	—	—	49.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項  
特になし。

# 産業投資について

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

本機構は、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年カーボンニュートラルの実現に資する事業に対し、出資を通じて民間だけでは負担できないリスクマネーを供給し、民間投資の促進を図るものである。

具体的には、例えば太陽光発電事業等の再エネ事業とその有効利用率を向上させるために必要な蓄電池等の整備に係る事業のほか、物流施設の脱炭素化や吸収源対策にもなる森林の保全整備や利用等を行う事業等を支援する。

リスクマネーの供給に際しては、投資対象を精査するとともに出資先に対して専門的知見を活かした経営支援等を実施する。

### (2) 必要とする金額の考え方

支援対象となり得る事業は多数存在するため、多様な事業からなるポートフォリオを構築することによってリスクを適切に管理することとしている。

このため、本機構による事業体への出資等に必要な額として、令和6年度においては財政投融资（産業投資）からの出資金300億円を要求している。

なお、対象事業体への投資規模（事業規模）が産業投資要求額を超過する万が一の場合に備えて政府保証借入（5年未満）を300億円要求している。

### (3) 見込まれる収益

本機構は、長期的に収益性を見込める脱炭素化に資する事業から安定的な利息や配当収入及び出資持分の売却収入の獲得を目指すものであり、収益性が見込まれる。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

本機構は、出資の検討及び実施に際しては、民間企業や民間金融機関等と協力し、民間資金を最大限活用していく。

## 2. リスク管理体制

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。

残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。

モニタリングについては、モニタリング規程に従い、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益の確保を図るとともに、必要に応じて脱炭素化委員会への報告等を行う体制を実効性あるものとする。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、「2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国が持つ技術的な強みを最大限活用しながらGX投資を大胆に加速させ、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげる。このため、少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現する。」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、「周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めている。世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。」とされており、今後の金融機関の投融資の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。

「デジタル田園都市国家構想（総合戦略）」においては、「株式会社脱炭素化支援機構を通じて、地方公共団体その他関係者が連携して事業の創出及び促進を行うエネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する」と明記されている。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（抄）

### 第2章 新しい資本主義の加速

#### 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

##### (2) グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

##### (グリーントランスフォーメーション（GX）)

2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国が持つ技術的な強みを最大限活用しながらGX投資を大胆に加速させ、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげる。このため、少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現する。

徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。産業部門のエネルギー使用量の4割を占める主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して国が2030年度の非化石目標の目安を提示することなどを通じ、製造業の燃料・原料転換を加速す

る。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組む。このため、地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で過去10年（約120万kW）と比べて8倍以上の規模（1000万kW以上）で整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備する。分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。また、再エネ導入に向けたイノベーションを加速し、技術自給率の向上に向け、次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力等の社会実装、次世代蓄電池やスマートエネルギーマネジメントシステムの技術開発、再エネ分野におけるサプライチェーン構築や地域に根差した人材育成を進める。

（中略）

地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどGXの社会実装を後押しする。また、新たな国民運動の全国展開等により、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、脱炭素製品等の需要を喚起する。環境制約・資源制約の克服や経済安全保障の強化、経済成長、産業競争力の強化に向け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。また、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

GX投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおけるGX投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する。加えて、TCFD等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図る。

### （3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

人への投資、GXなど社会課題の解決を成長のエンジンに転換するとともに、成長分野への労働移動の円滑化を図り、新たな産業構造への転換を実現していくためには、社会課題の解決への挑戦を支援するとともに、挑戦に伴う失敗を許容し、試行錯誤を通じたイノベーションを促進していくことが不可欠である。こうした挑戦と失敗の試行錯誤を支える基盤として、スタートアップを生み育てるエコシステムの形成や企業の参入・退出の円滑化に取り組むことに加え、社会課題の解決に挑戦する企業への投資やNPO等への支援の拡大を図り、新たな成長産業の創出と持続可能な経済社会の実現につなげていく。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（抄）

## IV. GX・DX等への投資

### 2. GX・エネルギー安全保障

世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加する等、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっている。カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国も2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。

このような中、昨年2月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は一変し、我が国のエネルギー供給体制がぜい弱であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを改めて認識することとなった。

過去、幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、GXは、戦後にお

ける産業・エネルギー政策の大転換を意味する。

周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めている。世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。

閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」に基づき、GXの実現を通して、エネルギー安定供給、産業競争力強化・経済成長、脱炭素を同時に実現するための取組を進める。

「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略）」（抄）

●基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

### 第3章 各分野の政策の推進

#### 1. デジタル実装による地方の課題解決

##### （5）豊かで魅力あふれる地域づくり

##### ④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

##### vii地域における脱炭素化の推進

##### 【具体的取組】

（1）設立予定の株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素投資の一層の誘発

・財政投融資を活用して脱炭素化に資する事業を支援する機構を通じて、エネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する。

●総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）（抄）

### 第4章 各分野の施策の推進

#### 2. 分野別の施策の推進

##### （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

##### ④魅力的な地域をつくる

##### カ 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成

##### vii地域における脱炭素化の推進

##### 【具体的取組】

（1）株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素投資の一層の誘発

・株式会社脱炭素化支援機構を通じて、地方公共団体その他関係者が連携して事業の創出及び促進を行うエネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する。

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社脱炭素化支援機構）

### 1. 政策的必要性

2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年カーボンニュートラルの実現のためには、民間の脱炭素化に資する事業への投資を促進する必要がある。

しかし、現状では、こうした高い政策目標の実現を可能とするほどの民間投資が十分には行われていない。

脱炭素化に資する事業は、大規模な初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性があること、環境スタートアップについても、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションの創出における大きな役割が期待されているが、成長に時間を要するものが多いこと等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しい。

このため、民間資金を誘発するためには、本機構を通じて、公的資金を活用してリスクマネーを供給する必要がある。

### 2. 民業補完性

1. に記載のとおり、本機構は、民間だけでは取り切れないリスクを補完するためにリスクマネーを供給する。このため、個々の案件についても、初期段階から、民間企業のみによる出資の可能性も確認しつつ、補完性を念頭に置いた支援を行うこととする。

また、特に民間事業者が行う再エネ関連の事業等については、基本的に民間保有資産になるものであり、地方公共団体が自ら支援を行うことが難しいこともある。こうした状況を踏まえ、国からの公的出資を活用した呼び水効果により同事業を支援する必要がある。

### 3. 有効性

本機構を通じた投資による民間資金の呼び水効果、当該投資に関連する設備への投資等の波及効果、新しいビジネスモデルの確立による同一若しくは類似の事業への民間資金の誘発、民間金融機関へのノウハウ蓄積によるビジネスのエコシステムの確立による事業自体の成長、そのほか政府一体となって行うあらゆる政策とのシナジー効果等により、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。

### 4. その他

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。

## 4 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

### 1. 決算についての総合的な評価

本機構は、令和4年10月28日の創立総会及び設立登記を経て、同日付で設立後、直ちに社内基盤の整備を進め、同年12月1日に、従前、エネルギー対策特別会計を財源として、地域の脱炭素化プロジェクトに対して資金供給（地域脱炭素投資促進ファンド事業）を実施していた一般社団法人グリーンファイナンス推進機構の職員の転籍及び各方面からの必要な人材の登用並びに基本的な社内規程の整備等を進めつつ、実質的な業務を開始した。今後も引き続き人材の追加登用は必要であるが、令和4年度末には、従業員数は21人となり、業務遂行に必要な社内基盤の整備は概ね完了した。

また、脱炭素社会の実現に向けて、多様なバックグラウンドを有する本機構の人材が一つの目的の下に力を結集できるよう、月1回の取締役会・脱炭素化委員会に加えて、役員の見解交換を進めるとともに、本機構内での活発な議論の実施に努めてきた。同時に、業務開始直後から、積極的に案件の相談を受け付け、多様なソースからの案件の相談に応じてきた。この結果、令和4年度中に支援決定した案件は5件、公表まで至った案件は3件となった。

こうした設立初年度の令和4年度における活動の結果、当期の業績は、経常損失2億4百万円、当期純損失2億5百万円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況（令和5年3月31日現在）

資産：20,296百万円  
負債：102百万円  
資本：20,194百万円

※表示単価未満は切り捨て表示（以下同様）

#### (2) 費用・収益の状況（自 令和4年10月28日 至 令和5年3月31日）

経常損失：204百万円  
当期純損失：205百万円